

橋本市規則第 21 号

橋本市税条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市税条例施行規則(平成 18 年橋本市規則第 66 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第 12 条関係)			別表(第 12 条関係)		
書類等	関係条文	様式番号	書類等	関係条文	様式番号
略	略	略	略	略	略
軽自動車税減免申請書	略	略	軽自動車税(種別割)減免申請書	略	略
身体障がい者等に対する軽自動車税減免申請書	略	略	身体障がい者等に対する軽自動車税(種別割)減免申請書	略	略
略	略	略	略	略	略

様式第 4 号及び様式第 21—2 号中「(種別割)」を削る。

様式第 37 号を次のように改める。

公益

年 月 日

(あて先) 橋本市長

年度 軽自動車税減免申請書

納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地 (電話番号)	(電話番号 - -)								
納税義務者氏名又は名称									
個人番号又は法人番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 12.5%; border: 1px dashed black;"> </td> </tr> </table>								

橋本市税条例第89条の規定により、下記のとおり申請します。

車 両	ナンバープレート番号 (車両番号)		税額	円	
	所有者	住 所			
		氏名(名称)			
	※次の項目は車検証等のコピーを添付すれば記入しなくてもかまいません。				
	主たる定置場 (使用の本拠の位置)		橋本市		
	原動機の型式		総排気量		CC/Kw
	種 別	形 状	用 途		

〈使用目的〉(できるだけ詳しく書いてください。)

様式第 38—1 号中「(種別割)」を削る。

様式第 38—2 号を次のように改める。

構造

年 月 日

(あて先) 橋本市長

年度 軽自動車税減免申請書

納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地 (電話番号)	(電話番号 - -)
納税義務者氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	

橋本市税条例第90条の規定により、下記のとおり申請します。

車 両	ナンバープレート番号 (車両番号)		税額	円
	所有者	住 所		
		氏名(名称)		
	※次の項目は車検証等のコピーを添付すれば記入しなくてもかまいません。			
	主たる定置場 (使用の本拠の位置)		橋本市	
	原動機の型式		総排気量	CC/Kw
	種 別	形 状	用 途	

※使用者が納税義務者でない場合は、リース契約書等のコピーを添付してください。

〈使用目的〉(できるだけ詳しく書いてください。)

様式第 40 号を次のように改める。

軽自動車税

原動機付自転車
小型特殊自動車

標 識 交 付 証 明 書

標 識 番 号	橋本市
---------	-----

		登 録 年 月 日	年 月 日
車 名			種 別
総排気量			型 式
車台番号			
納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)		
備 考			

上記のとおり申告を受け付けたことを証明します。

年 月 日

橋本市長

- この標識交付証明書は、申告内容を明らかにするもので、廃車・譲渡・転出入等、異動のある場合に必要書類です。紛失しないよう大切に保管してください。
- 廃車（スクラップ）等により本証明書が不要となった場合は、橋本市に返納してください。

—— 原動機付自転車、小型特殊自動車（ナンバープレート）の取り扱いについて ——

- この標識交付証明書の車両について、次のようなことがあった場合は、すぐに届けてください。

① 橋本市から転出するとき	④名義や車台をかえるとき
② ほかにの人に譲るとき	⑤使えなくなって処分するとき
③ 盗難にあったとき	⑥その他、車両を持たなくなったとき
- 車を所有しなくなっても、廃車の手続きをしないしていると税金がかかりますので、必ず手続きをしてください。届け出には、標識（ナンバープレート）、この標識交付証明書が必要です。盗難にあった時は必ず警察に届けを出しておいてください。
- 標識は大切に取扱ってください。また、次のことは禁止されています。

◎他の車につけかえること。 ◎他人に譲ったり、貸したりすること。
- 紛失、破損した場合は、古い標識を廃車し、新規登録の申請をしてください。
以上の届出や相談は・・・

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の橋本市税条例施行規則の様式第 4 号、第 21—2 号、第 37 号から第 38—2 号まで及び第 40 号の用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。